

令和2年度 日進市保育園 認定こども園・小規模保育事業所等利用案内

日進市内の保育園・認定こども園・小規模保育事業所（いずれも利用調整（審査）対象施設。以下「保育園等」と表記。）の利用申込みをされる前に必ずお読みください。

利用申込みの手続きのほか、入園後のことについても、重要なことをまとめてあります。

入園後も、大切に保管してください。

目 次

- | | |
|-----------------------------|---------------------------------|
| 1. 子ども・子育て支援新制度について(P.2) | 7. ならし保育について(P.11) |
| 2. 保育認定基準について(P.3) | 8. 乳児保育について(P.11) |
| 3. 日進市内の保育認定の利用先一覧(P.4) | 9. 食物アレルギーのある児童の対応について(P.11) |
| 4. 保育園等利用申込みの手続きから決定まで(P.6) | 10. 発達に心配や障害等がある児童の入園について(P.12) |
| 5. 利用申込み後・入園後の届出について(P.9) | 11. 利用者負担額（保育料）について(P.12) |
| 6. 内定後・入園後の注意点(P.10) | 12. よくある質問(P.13) |

◆保育園とは

保育園は児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つで、家庭で十分に保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。利用にあたっては保護者の就労等の事由が必要です。

◆認定こども園とは

認定こども園とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。保育所機能を利用の場合は、保護者の就労等の事由が必要です。

◆小規模保育事業所とは

小規模保育事業所とは、市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられた0～2歳児の児童の保育を19人以下で実施する事業所です。利用にあたっては保護者の就労等の事由が必要です。

◆保育時間について

公立保育園（米野木台西保育園を除く）の通常保育時間は、平日午前8時から午後4時まで、土曜日は午前8時から正午までです（米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所は異なる場合があります）。父母の就労の事由で通常保育時間を超えて保育が必要な場合は、別途延長保育の申請が必要です。園によって、延長保育時間は異なります。各園の保育時間はP.4をご覧ください。

◆令和2年度保育園等利用対象年齢

区 分	対象児（生年月日等）の範囲	最長保育実施希望期間
5歳児（年長）	平成26（2014）年4月2日～平成27年4月1日	令和3（2021）年3月31日
4歳児（年中）	平成27（2015）年4月2日～平成28年4月1日	令和4（2022）年3月31日
3歳児（年少）	平成28（2016）年4月2日～平成29年4月1日	令和5（2023）年3月31日
2歳児	平成29（2017）年4月2日～平成30年4月1日	令和6（2024）年3月31日
1歳児	平成30（2018）年4月2日～平成31年4月1日	令和7（2025）年3月31日
0歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2年4月1日	令和8（2026）年3月31日
	令和2（2020）年4月2日～令和3年4月1日	令和9（2027）年3月31日

<お問合せ先> 日進市役所こども課 保育係

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

電 話 (0561) 73-7111 (代表)

内線 253・268・269

(0561) 73-1095 (直通)

F A X (0561) 72-4603

ホームページアドレス <http://www.city.nisshin.lg.jp>

1. 給付認定について

保育園等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」（以下「給付認定」という。）を受けていただき、市から認定証を交付します。保育が必要な方は、市が利用調整（審査）を行うため、同時に、希望する保育園等の利用申込みが必要です。

（1）認定区分について

①給付認定には、3つの認定区分があります。

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設・事業
1号認定 （教育標準時間認定）	お子さんが満3歳以上で、保育を必要とせず、幼稚園等で教育を希望される場合	教育標準時間	幼稚園（注1） 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定 （満3歳以上・ 保育認定）	お子さんが満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定 （満3歳未満・ 保育認定）	お子さんが満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業（小規模保育事業等）

（注1）新制度に移行する園が対象です。旧制度のまま継続する園は1号認定を受ける必要はありません。

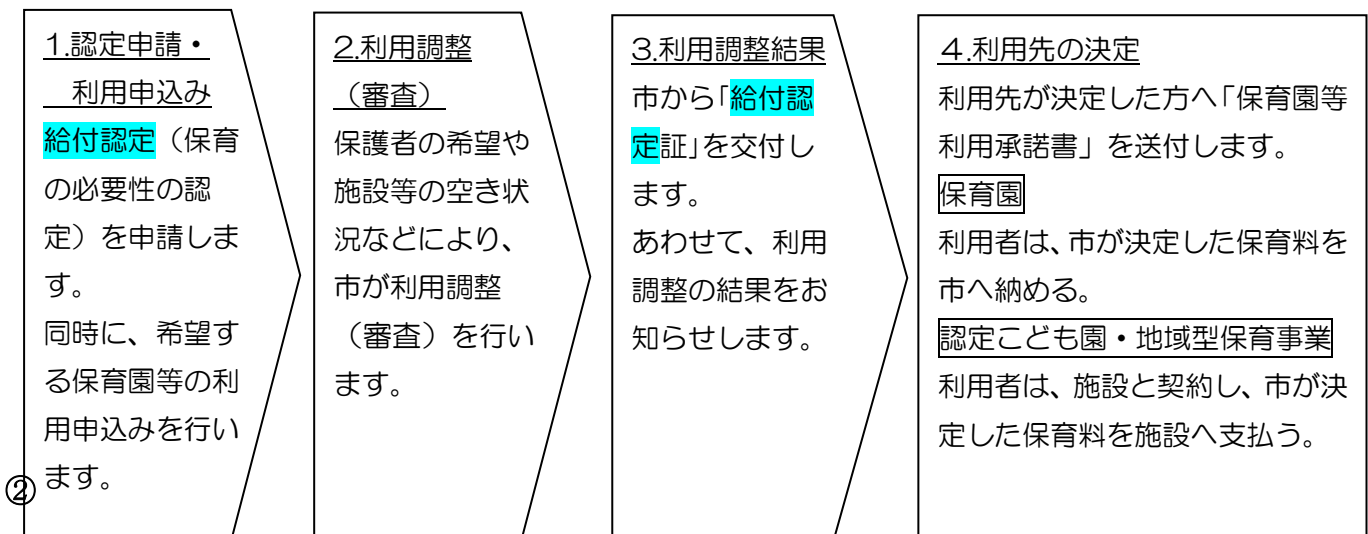
②保育認定（2号又は3号認定）を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間（保育必要量）を認定します。

★「保育標準時間」・・・主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。

「保育短時間」・・・主に保護者のいずれも、または、いずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上。

（2）利用手続きの流れ（2号認定・3号認定）

保育園等の利用を希望する場合



2. 保育認定基準について

保育園等に利用申込みができるのは、次の基準をすべて満たす場合です。

- ①日進市に住民登録しており、実際に日進市で生活していること、または転入予定である家庭の児童であること（転入の場合、土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写しの提出が必要です）。
- ②「子ども・子育て支援新制度」による3つの給付認定区分のうち、2号・3号認定（保育認定）に該当すること。
2号・3号認定（保育認定）にあたっては、保護者（父母等）に次のいずれかの事由があり、保育を必要とする状態にあること。

保育認定基準	具体的な保護者の保育認定事由
1 居宅外労働	居宅外で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
2 居宅内労働	居宅内で月60時間以上（参考：1日につき4時間以上かつ月15日以上）就労していること
3 産前産後	出産予定日12週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること
4 疾病・障害	疾病もしくは負傷している状態にあること 精神又は身体に障害を有する状態であること
5 介護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること
6 災害復旧	災害により児童の居宅を失い、又は破損した場合にその復旧のため保育できない場合
7 就学	月60時間以上就学していること（職業訓練校等での職業訓練を含む）
8 求職活動	申込み時点で就労の意思があり、求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること。
9 その他	・虐待やDVのおそれがあること ・育児休業取得中の利用（3歳以上児のみ。育児休業取得時に、既に保育を利用して いる子がいて継続利用が必要な場合は2歳以上児。） ・上記1～8に類する状態にあること

<利用申込みにあたっての注意事項>

※ 入園年度内に復帰しない育児休業中の方は、3歳以上児に限り申込みできますが、保育の必要性が低いため、希望される保育園等への入園が難しい場合があります。年度内復帰する場合は、居宅外労働としての申込みとなります。

※ 同居する祖父母等（入園年度の4月1日時点で65歳未満）に児童を保育できない事由がない場合は、日進市保育園等利用調整基準指数に影響します。児童を保育できない事由がある場合は、「保育を必要とする事由証明書」を提出してください。

同居、別居の区別については、祖父母等と住所が同一の場合は原則として同居とみなします。ただし、住民票も世帯分離しており、玄関、台所、トイレなどが別々で壁で仕切られていて往来できない状況であること、生計が別で光熱水費のメーターが別々になっている場合は、別居とみなします。

※ 食物アレルギーにより、除去食を希望される方は、申込み時に申し出てください。

※求職活動を事由とする場合の注意点

①求職活動を入園事由として利用承諾された児童は、入園後3か月以内に、上記入園基準1または2を満たした「保育を必要とする事由証明書」を提出されない場合は退園していただきます。また、就労開始後、やむをえない事情がある場合をのぞき、就労の事由が2か月以上継続しない場合は、再審査（利用承諾期間は当初のままとし求職活動として再審査）又は退園となります。

②同年度内で、再度「求職活動」を事由とした申し込みはできません。

③求職活動で申し込みした場合、就労以外の事由への変更はできません。

④求職活動での申し込みについては、入園希望日の直近の締切日で審査します。

保育認定と利用調整（審査）は、別の基準で行われるため、保育の必要性が認定されても、必ずご希望の保育園等が利用できるわけではありません。

3. 日進市内の保育認定の利用先一覧

○保育園

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
公立保育園	西部	赤池 3-1403	052-802-1969	0~5歳児 (6か月以上)	200	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	北部	竹の山 4-504	72-3731	0~5歳児 (6か月以上)	192	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	中部	浅田町平池 35	052-802-2859	0~5歳児 (6か月以上)	164	(平日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	新う田	岩崎町新う田 93-1	73-3021	0~5歳児 (6か月以上)	196	(平日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	東部	米野木町仲田 35-14	73-3163	1~5歳児 (1歳以上)	134	(平日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~14:00
	南部	折戸町孫三ヶ入 29	73-1561	0~5歳児 (6か月以上)	200	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	梅森	梅森町上松 288-3	052-803-3134	0~5歳児 (6か月以上)	122	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	三本木	三本木町上川田 9	73-7876	0~5歳児 (6か月以上)	96	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	北新田	北新町殿ヶ池中 40	73-7866	0~5歳児 (6か月以上)	108	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	米野木台西*1	藤枝町廻間 1-1	75-5900	0~5歳児 (3か月以上)	149	(平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30 *2
私立保育園	日東	藤島町寺下乙 29	72-0459	0~5歳児 (3か月以上)	200	(平日) 7:15~19:15 (土曜日) 7:15~13:30
	あかいけ屋下	赤池町屋下 348	052-800-2155	0~5歳児 (6か月以上)	90	(平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30
	日進めばえ	折戸町笠寺山 62-162	56-0377	0~5歳児 (3か月以上)	116	(平日) 7:30~19:30 (土曜・祝日) 7:30~19:30
	あずま♪ららら	赤池町箕ノ手 1	052-893- 7267	0~2歳児 (6か月以上)	40	(平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30
	あかいけみので *3	日進赤池箕ノ手 土地区画整理事業 内46街9番	052-800-2155 (あかいけ屋下)	0~5歳児 (6か月以上)	116	(平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~19:30

*1 管理運営は、社会福祉法人日東保育園による指定管理

*2 公立保育園に通う園児を対象とした14時を超える土曜日保育を実施

*3 2020年4月より新規開設。定員・保育時間等を変更する場合があります。

○認定こども園

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
認定こども園 *4	幼保連携型認定こども園 香久山幼稚園	香久山 1-1701	052-800 2211	0~5歳児 (6か月以上)	310 (内1号 180人)	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~13:30
	幼保連携型認定こども園 和合あかつき幼稚園*5	南ヶ丘 2-1-14	72-2281	0~5歳児 (6か月以上)	300 (内1号 168人)	(平日) 7:30~18:00 (土曜日) 7:30~14:00
	保育所型認定こども園 キッズツリーハウス 認定こども園竹の山	竹の山 4-2720	73-8250、 0120- 145-006	0~5歳児 (6か月以上)	84 (内1号6 人)	(平日) 7:30~19:30 (土曜・祝日) 8:00~18:00
	地方裁量型認定こども園 愛知国際プリスクール (英語を基本とした教育保育を実施)	折戸町梨子 ノ木 46	56-6600	2~5歳児 (満2歳以上)	95 (内1号25 人)	(平日) 8:00~18:00 (土曜日) 8:00~12:00

*3 保育所機能(2・3号)+幼稚園機能(1号)。

*4 2020年4月より認定こども園へ移行予定。定員・保育時間等を変更する場合があります。

○小規模保育事業所

区分	施設名	所在地	電話番号 (0561)	クラス年齢 (4月1日現在)	定員 (人)	保育時間
小規模保育事業	A型 ※1	マミーベア保育園 あかいけ	赤池 1-2004 K's 赤池 1F	052-801- 2550	0~2歳児 (生後8週以上)	19 (平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30
		たんぼぼ保育園 かぐやま	岩崎町石兼 73-4	72-3722	0~2歳児 (6か月以上)	19 (平日) 7:30~18:30 (土曜日) 7:30~18:30
		ル クール保育園 香久山	香久山 2-2110 サードステージ 101	052-746- 1588	0~2歳児 (6か月以上)	19 (平日) 7:30~18:30 (土曜日) 7:30~18:30
		マミーベア保育園 あかいけにし	赤池 5-1218 NKビル 2F	052-804- 7866	0~2歳児 (6か月以上)	19 (平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30
		たんぼぼ保育園 かぐやま南	香久山 1-2812	052-847- 8501	0~2歳児 (6か月以上)	19 (平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30
	B型 ※2	たんぼぼ保育園	梅森台 2-229	052-807- 3796	0~2歳児 (6か月以上)	12 (平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30
		ル クール保育園	竹の山 4-705 パルパ-1100 101号	76-4202	0~2歳児 (6か月以上)	19 (平日) 7:30~19:30 (土曜日) 7:30~18:30

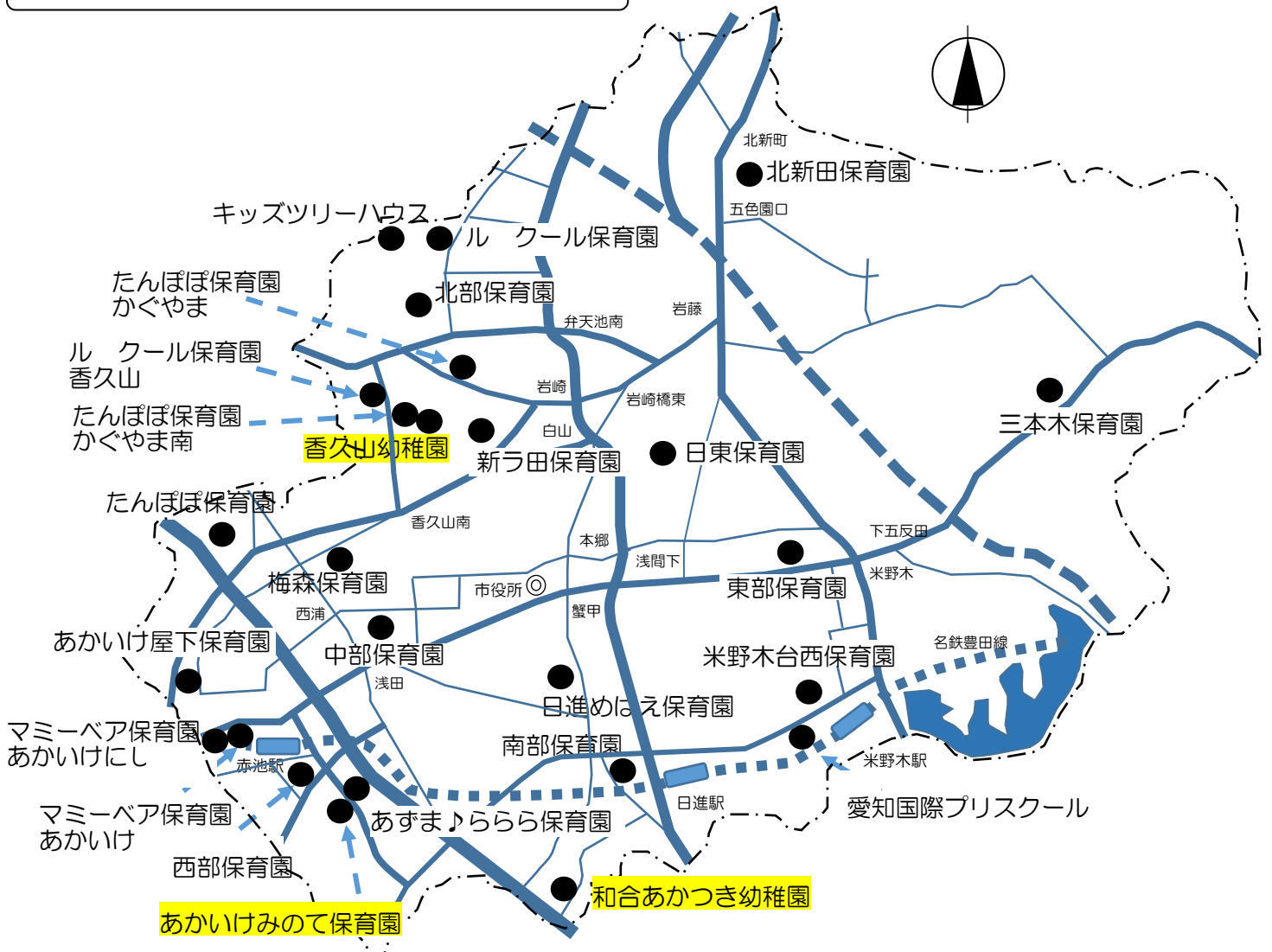
※1 職員配置基準・・・保育士

※2 職員配置基準・・・1/2以上が保育士（保育士以外は同等の知識・経験を有する子育て支援員等）

指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所は各施設特色ある保育が実施されます。市が定める利用者負担額（保育料）とは別に、施設独自の保育内容により、実費負担や上乗せ徴収等があります。

保育内容や費用に関する事等については、事前に直接各施設にお問い合わせください。

保育園・認定こども園・小規模保育事業所位置図



4. 保育園等利用申込みの手続きから決定まで

当初 申込み手続きの流れ

可能な限り利用予定の児童とお越しく下さい。

- ①利用申込書等用紙配布
②対象者

市役所こども課 または 各保育園・認定こども園・小規模保育事業所
令和2年4月1日から令和2年9月30日までに入園を希望される方及び
令和2年4月1日で転園を希望される方

※入園希望日には、ならし保育期間（職場復帰前1週間程度）を含みます。

ただし、令和2年4月1日より前を希望することはできません

（入園希望日は、令和2年4月1日以降になります。）

- ③提出するもの P.8の 申込みに必要なものを提出してください。※不備の場合は、申込みできません。

- ④受付・面談

〈保育園受付時間：午前…9時～11時30分 午後…1時30分～4時〉

受付日時	保育園名	電話番号
10月21日(月) 午前・午後	新う田保育園(岩崎町新う田 93-1)	(0561) 73-3021
10月23日(水) 午前	梅森保育園(梅森町上松 288-3)	(052) 803-3134
10月23日(水) 午後	日進めばえ保育園(折戸町笠寺山 62-162)	(0561) 56-0377
10月24日(木) 午前・午後	中部保育園(浅田町平池 35)	(052) 802-2859
10月25日(金) 午前・午後	米野木台西保育園(藤枝町廻間 1-1)	(0561) 75-5900
10月28日(月) 午前	北新田保育園(北新町殿ヶ池中 40)	(0561) 73-7866
10月28日(月) 午後	北部保育園(竹の山 4-504)	(0561) 72-3731
10月29日(火) 午前・午後	西部保育園(赤池 3-1403)	(052) 802-1969
10月31日(木) 午前	東部保育園(米野木町仲田 35-14)	(0561) 73-3163
10月31日(木) 午前	南部保育園(折戸町孫ヶ入 29)	(0561) 73-1561
11月1日(金) 午前	三本木保育園(三本木町上川田 9)	(0561) 73-7876
11月1日(金) 午後	日東保育園(藤島町寺下乙 29)	(0561) 72-0459

〈市民会館受付時間：午前…9時30分～12時 午後…1時30分～4時〉

10月30日(水) 午前・午後	市民会館(折戸町笠寺山 62-3)
-----------------	-------------------

〈市役所受付時間：午前…9時～11時30分 午後…1時30分～4時30分〉

11月5日(火) 午前・午後	市役所本庁舎 4階第3会議室
11月6日(水) 午前・午後	
11月7日(木) 午前・午後	
11月8日(金) 午前・午後	

※10月30日の市民会館は、原則、あかいけ屋下、あかいけみでの保育園の入園希望者を受け付けます。

※希望園(あすま♪ららら、認定こども園、小規模保育事業所を含む)に関わらず、上記受付期間内(10月21日～11月8日)に、いずれかの会場で申し込んでください。

- ⑤利用調整(審査)

利用希望者が定員を超えた場合は、「日進市保育園等利用調整基準指数表」により基準指数と調整指数を合算した指数(父母いずれかの低い方)で、利用調整(審査)します。同指数の場合は、希望園順及び受付時に行う抽選により優先順位を決定します。ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

(注意事項)

- 「保育園等利用申込書」には、通える範囲で希望する保育園等をすべてご記入ください。

※4歳以上児 調整を第1希望園ごとに行い、指数の高い順に利用を決定します。

※4歳未満児 市内の保育園等へ利用申込みをされた方全員を指数順に並べ、指数の高い方から順に利用を決定します。

- 求職活動の方及び入園年度内に復帰しない育休中の方(3歳以上児のみ)の利用調整(審査)は、令和2年3月以降の申込締切日(入園希望日の直近の申込締切日の審査)から行います。

⑥保育園等の内定 **令和元年** 12月下旬

利用調整（審査）の結果、第1希望以外の保育園等で内定した方及び内定しなかった方へは、**令和元年** 12月下旬に書面にて通知します。第1希望への転園希望や希望園の変更がある場合は、こども課へご相談ください。

⑦利用の決定 **令和2年** 2月上旬

利用が決定した場合は、「保育園等利用承諾書」により通知します。認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、その後施設と契約手続きをしてください。

（注意事項）求職活動の方と入園年度内に復帰しない育休中の方（3歳以上児のみ）で利用が決定した場合は**令和2年** 3月下旬に以降「保育園等利用承諾書」により通知します。

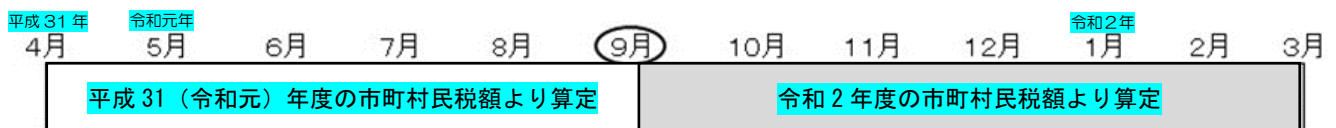
⑧入園説明会 **令和2年** 2月上旬～3月上旬

保育園等で使用する用品購入等のご案内やオリエンテーションを行います。

※詳細な日程については「保育園等利用承諾書」と合わせて入園決定者に通知します。公立保育園以外の保育施設につきましては、別途お知らせが届く場合があります。

⑨利用者負担額（保育料）の決定 **令和2年** 3月下旬

利用決定後以下のとおりに算定します。



⑩ならし保育 P.11の「7. ならし保育について」を確認してください。

⑪入園式 4月初め（各保育施設にて）

年度途中 申込み手続きの流れ 可能な限り利用予定の児童とお越しく下さい。

年度の途中において申し込み、又は転園希望をする場合は、毎月10日を申込締切日として利用調整（審査）を実施し、翌月1日以降の入園になります。

ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

①受付（随時） 市役所こども課窓口

②対象者 **令和2年** 10月1日から**令和3年** 3月31日までに入園を希望される方
※入園希望日には、ならし保育期間（1週間程度）を含みます。

（注意事項）入園希望日の6か月前の月初めから申込みできます。

（例）**令和2年** 10月10日から入園を希望される方→**令和2年** 4月1日から申込可

③利用調整（審査） 毎月10日締め（土・日・祝日の場合は、次の市役所開庁日とする。）

「日進市保育園等利用調整基準指数表」により基準指数と調整指数を合算した指数（父母いずれかの低い方）で、利用調整（審査）します（同指数の場合は先着順）。ただし、保育園等の定員数によっては希望に添えない場合があります。

④利用の決定 まず電話で内定連絡をします。その後、「保育園等利用承諾書」及び「利用者負担額（保育料）決定通知書」により通知します。認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、その後施設と契約手続きをしてください。

⑤入園手続き、入園説明 保育園等で行います。入園予定の児童と一緒にお願いします。

⑥ならし保育 P.11の「7. ならし保育について」を確認してください。

（注意事項）**令和2年** 4月1日から**令和2年** 9月30日までに利用を希望される方で、当初の申込みに間に合わなかった方は、随時申込みを受付します。

利用調整（審査）は、**令和2年** 1月以降の上記「③利用調整（審査）」により行います。

ただし、求職活動の方及び入園年度内に復帰しない育休中の方（3歳以上児のみ）の利用調整（審査）は、**令和2年** 3月以降の申込締切日（入園希望日の直近の申込締切日の審査）から行います。

申込みに必要なもの

対象者		提出及び添付が必要な書類等	
申込者全員		<input type="checkbox"/> 給付認定申請書（児童 1 人につき 1 枚必要）※新規申請の場合 又は <input type="checkbox"/> 給付認定証※事由に変わりなく、有効期間内の給付認定証をお持ちの場合。内容に変更がある場合は、給付認定変更申請書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書（児童 1 人につき 1 枚必要）※保育料算定のため、同居・別居に関わらず家族状況を必ずご記入ください（父母・兄弟姉妹以外の親族は同居のみ記入してください）。 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする事由証明書（両親とも必要） <input type="checkbox"/> 健康保険証（両親及び児童）の写し※出生前申込みの場合の児童分は、利用決定後に提出 <input type="checkbox"/> 健康の記録（児童 1 人につき 1 枚必要）※出生前申込みの場合は、利用決定後に提出 <input type="checkbox"/> 印鑑（認印）	
		就労	添付書類
<input type="checkbox"/> パート（派遣社員含む） <input type="checkbox"/> 自営業（協力者） <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 給与明細書の写し（直近の 2 か月分） <input type="checkbox"/> 承諾書※就労予定の方のみ。入園後に勤め先の健康保険証（被保険者本人に限る）の写しまたは 4 月以降の「給与支給明細書」の写しの提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 就労時間、就労状況等のスケジュール※内職の方のみ（直近の 2 か月分）			
<input type="checkbox"/> 自営業（中心者） （確定申告をしている方） <input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表・第二表） （確定申告をしていない方） <input type="checkbox"/> 開業届及び開業していることが確認できるパンフレット、チラシ等			
<input type="checkbox"/> 自営業（専従者） <input type="checkbox"/> 確定申告書（第二表の専従者給与の分かる部分） <input type="checkbox"/> 青色事業専従者給与に関する届出書（いずれかの写し）			
<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 農家基本台帳と農地基本台帳の写し <input type="checkbox"/> 農作業の年次計画が分かる書類（任意様式）（全て）			
<input type="checkbox"/> 産前産後 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）			
<input type="checkbox"/> 疾病障害 <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し（身体障害者手帳、自立支援医療証（精神通院医療）、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳） <input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本）※自立支援医療証（精神通院医療）、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は提出の必要はありません。（全て）			
<input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 医師の診断書（原本） <input type="checkbox"/> 状況が分かる手帳の写し（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）（全て）			
<input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 災証明書の写し			
<input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 在学証明書（原本）または学生証の写し <input type="checkbox"/> 時間割の写し（全て）			
<input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 誓約書 ※入園後、3 か月以内に「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 求職活動をしていることが確認できる書類 ※例）ハローワーク登録カードの写し、面接の日程等の通知書など（全て）			
<input type="checkbox"/> 転入予定の方 <input type="checkbox"/> 土地家屋の売買契約書や賃貸借契約書等の写し <input type="checkbox"/> 申立書※日進市在住者宅への転入の場合			
<input type="checkbox"/> 必要な方のみ <input type="checkbox"/> 延長保育申請書（児童 1 人につき 1 枚必要） ※就労の事由で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に利用できます。職場等の証明が必要です。 <input type="checkbox"/> （出生前申込みの場合）母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ） <input type="checkbox"/> （育児休業法等に基づく育児休業中の申込みで、就労先に健康保険制度がない場合）直近の育児休業給付金の受給状況が分かる書類 <input type="checkbox"/> 同居する祖父母等（令和 2 年 4 月 1 日で 65 歳未満）の保育を必要とする事由証明書 ※該当する世帯で提出がない場合は、利用調整基準指数に影響します。			

（注意事項）

「利用申込書」、「保育を必要とする事由証明書」等に事実と虚偽の内容があった場合は、年度途中でも退園していただきます。また、就労状況（予定者も含む）確認のため、提出書類に基づいて就労先へ実地調査することがあります。

5. 利用申込み後・入園後の届出について

【注意】 希望保育園等の変更と指数の加算に係わる変更は、申込締切日までに提出されたもののみ利用調整（審査）に反映します。指数の加算に係わる書類が、申込締切日後に提出された場合、翌月以降の利用調整（審査）で反映します。

利用調整基準指数の算定は、申込締切日までに提出された書類によることを原則としています。申込締切日から入園月までの期間は、提出された書類の内容が変わっていないものとして、利用調整（審査）を行います。

このため、申込締切日から入園日までに家庭や就労の状況に変更があった場合には、変更届や保育を必要とする事由証明書等を必ずご提出ください。内定後や入園後であっても、提出された書類から当初利用調整（審査）時と異なる状況が判明した場合は、変更後の状況に基づき指数を再算定し、再度利用調整（再審査）となる場合があります。その結果、内定の取消しや退園になる場合があります。

次の場合には、届出が必要です。

① **変更届**※用紙は、こども課または保育園等にあります。

利用申込み後に就労先や住所、世帯等に変更があった場合は、必ず**事前に**こども課または在園している保育園等に提出してください。

- ・ 父母の就労先の変更（転職・退職・勤務地） ・ 就労時間等の変更 ・ 保育実施期間の変更
- ・ 氏名、世帯等の変更（結婚・離婚・別居・同居等） ・ 住所変更があったとき（転出・転居）
- ・ 保育園等の入園を辞退（退園）するとき ・ 延長保育時間の変更 ・ 出産するとき 等

② **給付認定現況届**※用紙は、毎年10月中に保育園等を通じて配布します。

給付認定を受けた方（原則、**給付認定**の有効期間が複数年ある方）については、年に1回、保育が必要な状況及び住民要件等を確認させていただくため、「現況届」及び保育の必要性がわかる書類を提出していただきます。また、状況に応じて、以下の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定が無効となり保育園等の利用ができなくなることがありますので、ご注意ください。

ア) 給付認定の変更申請

下記の事項に変更が生じた場合には、必ず、**給付認定**の変更申請を行ってください。その際、交付している**給付認定**証は返却してください。

① 認定事由または保育必要量

仕事をやめたときや就労時間が減った場合など、保育が必要な状況に変化があった場合

② **給付認定**区分（保育の希望の有無）

保育園等を利用されていない方（1号認定の方）が保育園等の利用を希望される場合

イ) 職権による**給付認定**の変更

3号認定（満3歳未満・保育認定）の子どもが満3歳に達したときは、市が2号認定（満3歳以上・保育認定）に職権で変更し、**給付認定**証を更新します。利用者負担額（保育料）は変わりません。このほか、必要があると認めるときは、市が**給付認定**の変更認定を行うことがあります。

ウ) **給付認定**の取消し

給付認定有効期間内に、日進市内から転出した場合や保育認定基準を満たしていないことが判明した場合には、給付認定を取り消します。取り消しの場合、保育園等の利用ができなくなります。

エ) **給付認定**の再交付

給付認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

6. 内定後・入園後の注意点

内定後・入園後も、家庭状況の把握を行い、保育の必要性が認められないときは利用ができなくなります。

①育児休業中で内定した方へ

内定（入園）した場合、申込み時に提出していただく「保育を必要とする事由証明書」に記載された職場復帰日に復帰することが必要です。また、元の勤務先に復職せずに転職・退職をした場合、復職に合わせて正社員からパート等へ変更する場合は、再度利用調整（再審査）になります。

②妊娠（出産）が判明した方へ

出産日の12週間前から、産前産後休暇期間の終了日（出産日の翌日から起算して8週間を経過する日）までは、産前産後の事由が適用となります。4月以前に産前産後休暇になる場合、4月入園の利用調整（審査）では産前産後事由を適用します。

申込み時に申し出がなく、内定（入園）した後に妊娠（出産）が判明した場合、産前産後の事由を適用し、再度利用調整（再審査）になります。

※ただし、出産後に育児休業を取得せずに復職する場合は、産前産後休暇中も就労事由を適用し、復職後の勤務日数および勤務時間で指数を算定します。

③転職・退職を予定している方へ

3歳未満児については、申込み後、**給付認定**事由が変更となり、当初利用調整（審査）時の事由での「日進市保育園等利用調整基準指数」より下がる場合、在園中であっても再度利用調整（再審査）になります。やむをえない事情がある場合を除き、当初利用調整（審査）時の事由が入園後2か月以上継続していることが必要です。

④在園中に育児休業を取得される方へ

在園中、事由が産前産後に切り替わり、その後育児休業法等に基づく育児休業を取得する場合、2歳未満児は、育児休業を取得した時点で保育認定基準を満たさなくなり退園、2歳以上児（令和2年度の場合、令和2年4月1日時点で2歳以上の児童）は、育児休業終了後に復職することが確認できる場合は利用を継続できます。ここでいう育児休業とは、『育児休業給付金の受給』が要件となります。

⑤申し込み時（以降）に育児休業を取得している（取得予定の）方へ

育児休業を取得（または取得予定）しており、今後育児休業期間の延長をお考えの方や申込み後育児休業を取得する予定の方は、利用申込み時に以下の点について注意してください。

（ア）当初申込み後に育児休業を延長することにより、入園希望日が**令和2**年9月30日を越える場合は、利用が決定していても、取り消しになります。保育が必要な場合は、再度、入園希望日の6か月前の月初めから申込みが必要です。

（イ）利用調整（審査）の結果、待機になったことにより育児休業を延長し、入園希望日が**令和2**年9月30日を越える場合は、再度の申込みは不要です。ただし、延長後の育児休業期間が記載された「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。

（ウ）兄弟同時申込の場合

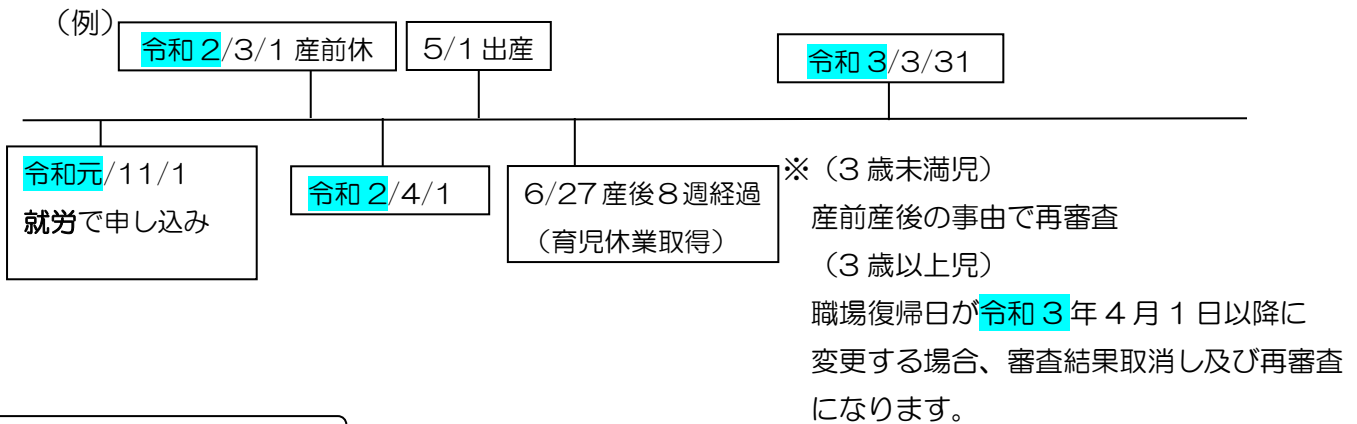
（注意例1）

3歳以上児と3歳未満児を兄弟姉妹同時に申し込み、利用調整（審査）の結果、3歳以上児のみ利用決定され、3歳未満児が待機になった場合で、育児休業を延長することにより、職場復帰日が**令和3**年3月31日を越えるときは、3歳以上児が利用決定された場合でも利用取消し及び再度利用調整（再審査）になります。※利用調整基準指数が変わるため

(注意例 2)

3歳以上児と3歳未満児を兄弟姉妹同時に申し込み、利用調整(審査)の結果、3歳以上児と3歳未満児が両方とも利用決定された。その後、3歳以上児については、令和3年3月31日まで職場復帰日を延長できるため、復帰を延長した。この場合、下の子については、当初の申込対象者ではなくなるため(当初の申込みができる対象者は、令和2年9月30までに入園を希望される方)、同時申込の加点はなくなります。3歳未満児については、利用取消し、3歳以上児は再度利用調整(再審査)になります。

(工) 事由を就労で当初利用申込み後に育児休業を取得される場合で、令和2年4月1日以前に産前休暇に入るときは、3歳未満児は事由を産前産後に切り替えて再審査(保育実施期間は産前産後の期間限定)、3歳以上児は職場復帰日が令和2年度内の場合は審査に影響なし、令和3年度以降の場合は再審査になります。



7. ならし保育について

初めて保育園等に入る児童について、ストレスなく保育園等に慣れていただくため、当初は保育時間を短縮し、徐々に保育時間を増やす方法、いわゆる「ならし保育」を行っています。ならし保育は、入園からおおむね1週間程度(最長2週間)行うことができます。ただし、「ならし保育」は、令和2年4月1日以降になります。ならし保育開始日が入園日になります。

8. 乳児保育について

「乳児保育」は、0歳児の乳児を対象に行っています。

6か月以上児実施保育園等	西部・北部・中部・新う田・南部・梅森・三本木・北新田・あかいけ屋下・あずま♪ららら・(新設)あかいけみので・香久山幼稚園・(新設)和合あかつき幼稚園・キッズツリーハウス竹の山・たんぼぼ・ル クール・たんぼぼかぐやま・ル クール香久山・マミーベアあかいけにし・たんぼぼかぐやま南
3か月以上児実施保育園等	米野木台西・日東・日進めばえ
生後8週以上児実施保育園等	マミーベアあかいけ

9. 食物アレルギーのある児童の対応について

食物アレルギーのために除去食を希望される方は、利用承諾通知後に行われる入園説明会・健康診断時に保育園にお伝えください。

私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所は、食物アレルギー除去食対応が異なる場合があります。必ず直接各保育園等に対応の可否について相談してください。

10. 発達に心配や障害等がある児童の入園について

発達に心配がある児童の入園については、保育を必要とする事由のほか、児童の状態（集団保育になじむこと、身辺自立、心身の成長発達に有効と認められることなど）を確認したうえで、入園を決定します。申込み前に、あらかじめこども課へお電話の上、相談してください。

11. 利用者負担額（保育料）について

- 利用者負担額（保育料）は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、入園年度の4月1日現在の児童の年齢及び給付認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。また、都道府県から指定都市への税源移譲により税率が変更となった自治体の市町村民税所得割額については、旧税率で算定します。）
- 市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を仮算定します。所得割額が確認できた場合は、年度当初の保育開始日の属する月に遡って再算定を行います。仮算定となる方は、算定資料を提出していただきます。
- 未婚のひとり親の方に対して、申請により寡婦控除のみなし適用をおこないます。申請方法や必要書類についてはこども課へお問合せください。

（算定資料）

○市町村民税所得割額のわかるもの（例：市町村・県民税特別徴収税額の決定通知書、市町村民税・県民税税額決定・納税通知書、市町村民税課税証明書等の写し）

（仮算定の主な対象者）

○市民税算定基準日の1月1日現在で日進市にお住まいでなかった方

○市町村民税が未申告の方

○海外居住等により日進市に税情報がない方※こども課へご連絡の上、海外での収入額がわかるものを提出していただきます。

- 原則、口座振替でお支払いいただき、振替日は毎月10日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。
- 認定こども園及び小規模保育事業所は、日進市が算定した保育料を施設にお支払いしていただくこととなります。支払日、支払い方法については各施設にお問い合わせください。
- 保育料の滞納が続く場合は、勤務先や預金先に調査を行い、法律に基づいて財産差押等の滞納処分をさせていただきます。

※延長保育を利用する場合は、認定区分に応じた延長保育料がかかります。

※保育料とは別に、3歳以上児については主食費が必要です。また、保育園ごとに保護者会費や教材費等別途実費が必要となる場合があります。

指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園及び小規模保育事業所については、保育料とは別に保育内容に応じた上乘せ徴収や実費負担が必要な場合がありますので、事前に各施設に直接お問い合わせください。

12. よくある質問

①申込みに関すること

	質問内容	回 答
1	当初申込みで4月入園希望の方が有利ですか？	当初申込みは、令和2年4月1日～9月30日までに入園する方を対象に行いますが、入園希望日が4月の場合と9月の場合で利用調整（審査）に関係ありません。
2	定員に空きのない保育園等も希望することはできますか？	できます。申込み時点で定員が埋まっても、利用調整（審査）までに退園等が生じ、審査対象になる場合があります。申込み時点の空き状況にかかわらず、通える範囲内で希望保育園等をご記入ください。
3	申込み後、希望保育園等を変えることはできますか？	できます。当初申込みの場合、申込締切日までであれば、利用調整（審査）に影響なく変更できます。申込締切日を過ぎた場合の変更は、当初の利用調整対象外となり、1月以降の随時利用調整（審査）の対象となります。
4	希望保育園等は多く書いた方が有利ですか？	ご記入いただく希望保育園等を対象に利用調整（審査）を行います。4歳未満児の審査は、指数の高い順に選考しますが、同指数の場合は、希望順で優先度を決めます。希望順も同じ場合は、申込み受付時に引く抽選番号で優先度を決めます。4歳以上児の審査は、希望保育園等ごとに指数の高い順で決定します。
5	病気のため、診断書を提出するつもりですが、病名や症状のほかに、何かかいてもらうことはありますか？	家庭で保育ができない状況（可能な限り詳細に）と療養期間を記載してもらってください。
6	申込みに必要な書類がすべて揃わないと利用調整（審査）の対象にならないのでしょうか？	利用案内P.8の申込みに必要なものが揃っていないと受付できません。
7	申込み後に利用調整基準指数が上がる事由に変わった場合はどうなりますか？	事由の変更届を提出していただき、指数が上がる場合は、提出した日を受付日として利用調整（審査）を行います。
8	当初申込みで、都合がつかず、第1希望の保育園等で申込みできない場合はどうすればよいですか？	当初申込みは、10月24日～11月9日の受付期間にいずれかの会場で申し込んでいただければ結構です。ただし、用意していただく書類に不備がある場合は、受付できませんので、余裕をもって申し込んでください。
9	同指数、同希望順の場合に優先度を決める抽選番号はどのように決まりますか？	1～相当数の抽選番号を1つの箱に用意し、各会場に同箱を持っていき、受付時に引いていただきます。
10	働いていなくても申し込みできますか？	求職活動をしている場合は申し込みできます。その場合、求職活動をしていることがわかる書類の添付が必要となります。また、入園後3ヶ月以内に就労を開始し、2か月以上継続する必要があります。なお、求職活動の事由で入園した場合は、就労以外の事由への変更はできません。 ※同年度内で求職活動の事由での再度の申し込みはできません ※利用調整は入園希望日の直近の申込締切日の審査で行います。

②利用調整（審査）に関すること

	質問内容	回 答
1	9時から17時までの勤務で、昼休みが1時間あります。何時間の就労になりますか。	居宅外で勤務されている場合は、休憩時間を含みますので、8時間となります。居宅内（在宅勤務）の場合は、休憩時間を含みませんので、7時間となります。ただし、保育認定基準の月60時間は休憩時間を含みません。
2	正社員で当初申込み後パートにかわりました。提出する書類はありますか。	新しい勤務先の「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。事由が変わり、利用調整基準指数もかわるため、再審査となります。入園後に判明した場合も同様に再審査になる場合がありますので、事前にご相談ください。
3	育児休業からの復帰による就労事由で当初申込み後、育児休業中に転職しました。審査に影響しますか。	3歳未満児の申込みで、当初利用調整（審査）時の指数が下がる転職・退職した場合は、再審査になります。また、3歳未満児は当初申込み時の事由が、やむをえない事情がある場合を除き、入園後2ヶ月以上継続しない場合は再審査になります。その結果、内定取消し、退園になる場合があります。
4	保育園等に入れない場合はどうすればいいですか。	定員以上の申込みがあった場合は、利用調整（審査）をします。その結果ご案内できない場合は、市内の認可外保育施設や一時保育などをご検討ください。 当初申込み以後の随時申込みについては、毎月10日締めで利用調整（審査）を実施します。

③施設や入園後の生活に関すること

	質問内容	回 答
1	保育園等は見学できますか。	公立保育園や一部の私立保育園では月ごとに園庭開放の日を設けています。また個別で見学したい場合は、事前に保育園等へご確認ください。指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所は特色ある保育を実施していますので、事前に見学や説明を受けることをおすすめします。
2	保育料以外にかかる費用はありますか。	公立保育園の場合、3歳以上児の主食費、副食費（一定所得以下・第三子以降は無償）、保護者会費、保育雑費等がかかります。また帽子・スモッグ・カバン等を用意していただくこととなります。指定管理運営の米野木台西保育園、私立保育園、認定こども園、小規模保育事業所の場合、上記以外に保育内容に応じた上乗せ費用や園服・帽子等の実費費用がある場合があります。事前に保育園等にお問い合わせください。
3	延長保育料は公立と私立では違いますか。	違います。各施設が延長保育料を決定します。延長保育申請も各保育園等に申請していただくこととなります。
4	入園式以降でないとならし保育は受けられないのですか。	4月からの新規入園の場合、入園日は4月1日となりますが、公立保育園では、4月1日から入園式までは自由保育期間のため、お仕事がお休みの場合などは、入園式以降でのならし保育をお願いしています。4月1日からのならし保育が必要な場合は、入園前の説明会等で事前にご相談ください。公立保育園以外の保育園等につきましては、各保育園等にご確認ください。

令和2年度の保育料は未定ですが、下記を参考にしてください。

平成31年度保育園等利用者負担額（保育料）（2号・3号認定）

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

階層	区分	徴収金基準額（月額）						兄弟等入園による軽減	
		3歳未満児		3歳児		4・5歳児		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2	
	ひとりの親家庭等の世帯	5,000	5,000	4,000	4,000	4,000	4,000		
C	市町村民税課税世帯所得割	5,000	4,750	4,000	3,750	4,000	3,750	第2子の徴収金基準額0円 第3子の徴収金基準額0円	
	ひとりの親家庭等の世帯	5,000	4,750	4,000	3,750	4,000	3,750		

幼児教育・保育無償化により、保育料表が変更となります。
 ※現在規則改正中のため、変更後差し替えとします。

D5	97,000円以上 109,000円未満	31,000	30,000	21,000	20,000	19,000	18,000	第2子の徴収金基準額左記金額の1/2	
D6	109,000円以上 133,000円未満	37,000	36,000	21,000	20,000	19,000	18,000		
D7	133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,000	23,000	22,000	20,000	19,000		
D8	169,000円以上 213,000円未満	49,000	48,000	25,700	24,700	21,600	20,600		
D9	213,000円以上 301,000円未満	54,500	53,000	26,200	24,700	22,100	20,600		
D10	301,000円以上 397,000円未満	57,500	56,000	26,200	24,700	22,100	20,600		
D11	397,000円以上	59,500	58,000	27,500	26,000	23,500	22,000		

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に2人目の場合は半額、3人目以降の場合は無料となります。

※B階層に該当し、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長の児童から順に2人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、1人目は表のとおり、2人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」・・・母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

〈保育必要量〉

標準時間・・・主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大11時間。就労などで月120時間以上。

短時間・・・主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大8時間。就労などで月60時間以上。

※保育園の利用時間は、午前8時から午後4時までを原則的な保育時間とし、その時間を超える場合は、各保育園の開園時間内で、就労時間等に合わせた必要な利用時間を保育園と調整していただくこととなります。

※保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。）

※市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

〈公立保育園における延長保育料〉

延長保育	利用時間	短時間		標準時間
	1時間以内の利用	月額	500円	
1時間超3時間以内の利用	月額	1,000円		
	午後6時30分から午後7時までの利用	月額	1,000円	
土曜日午後4時を超える利用		日額		500円

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時00分まで。

私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時00分～午後4時00分（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時00分～午後7時30分の延長保育料は別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

○第三子保育料無料化等事業について

平成31年度は、18歳未満の児童が3人以上いる場合、その年度の初日において3人目以降の3歳未満児の保育料は、日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表のB階層からD4階層までに属する世帯の児童及びD5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が1番目の児童については無料といたします。D5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が2番目以降の児童及びD10・D11階層に属する世帯の児童については、兄弟等入園による軽減後の額の2分の1の額といたします。平成32年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。

日進市保育園等利用調整基準指数表

	認定基準	保護者の状況		基準指数	
		細	目		
1・2	就労	居宅外(内)勤務・ 自営等	正社員・契約社員※	月155時間以上勤務(参考:月20日以上、7時間45分以上)	10
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	9
			自営の中心者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	8
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	8
			パート・派遣社員	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	6
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	8
			自営の専従者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	7
				月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	6
				月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	7
		自営協力者	月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	6	
			月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	5	
			月120時間以上勤務(参考:月20日以上、6時間以上)	7	
		農業	中心者 協力者	農地30a以上、月90時間以上労働(参考:月15日以上・6時間以上)	6
農地20a以上、月60時間以上労働(参考:月15日以上・4時間以上)	5				
内職		月90時間以上勤務(参考:月15日以上、6時間以上)	5		
		月60時間以上勤務(参考:月15日以上、4時間以上)	4		
3	産前産後	出産の前後で、休養等を要するため保育ができない場合		10	
4	疾病・ 障害	疾病	寝たきりもしくは感染症等により医師に保育が不可能と診断された場合	10	
			精神障害等で医師に保育が不可能と診断された場合	8	
			入院	月15日以上を要する場合	10
			通院	月15以上の通院が必要な場合	8
		障害者	1・2級またはA判定、B判定	10	
			3級またはC判定	9	
4級以下	7				
5	介護	病院等付添	月15日以上の付添い看護	配偶者・子	9
				その他の親族	7
		自宅療養	常時観察と介護を要する場合 (寝たきり者等)	配偶者・子	10
				その他の親族	8
				寝たきり者以外付添い・身体障害者の看護	配偶者・子
その他の親族	6				
6	災害復旧	災害の復旧にあたっている場合		10	
7	就学	就学・技能習得のため保育ができない場合	月120時間以上(参考:月20日以上、6時間以上)	7	
			月60時間以上(参考:月15日以上、4時間以上)	5	
8	求職活動	就労の意思があり、求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合		1	

※契約社員の該当は、雇用期間が1年以上で、社会保険等(日進市国民健康保険を除く)に加入している場合。

就労形態の多様化に伴い、上記利用調整基準に業種を当てはめることが出来ない場合は、内規に基づき判定します。

*利用申込み締切時点に、「保育を必要とする事由証明書」等の提出がない場合は0点とする。

*上記に掲げるもののほか、明らかに保育ができないと認められる場合については状況等を考慮し指数を決定する。

*基準指数については、両親のうち指数の低い方を基準として指数を決定する。

*育児休業法に基づく育児中で入園年度内に復帰しない場合は、求職活動と同指数とする(3歳以上児のみ)。

*居宅内勤務の自営協力者の場合、生活空間と一体となった場所(仕事部屋等が独立していない)で就労している場合、-1点とする。

調整指数

		調整指数	
1	母子または父子世帯	単独世帯	+3
		祖父母等同居	+1
2	父または母が1級・2級またはA判定の障害者で常時観察と介護を要する場合	+3	
3	生活保護法に基づく保護世帯に準ずる	+2	
4	育児休業法等に基づく育児休業明けに入園を希望する場合(3歳未満児のみ。育児休業明けに認可外保育施設等を利用している場合を含む。)※1	+1	
5	育児休業法等に基づく育児休業取得前に保育園等を利用しており、再度希望する場合	+2	
6	新年度継続在園児の兄弟姉妹入園(同一園への申込の場合のみ)	+3	
7	新規兄弟姉妹同時入園申込の場合(同一園への申込の場合のみ)	+1	
8	2歳児で卒園となる保育園等の卒園児童	+2	
9	同居の親族その他の者(入園年度の4月1日現在で65歳未満)が児童を保育できる場合	-2	
10	就労時間が通常保育時間外の場合	-1	
11	就労時間・日数の変更等(基準日は平成30年11月1日)	-1	
12	就労予定者(基準日は平成30年11月1日)	-2	

※1 就労先に健康保険制度がない場合、育児休業給付金の受給状況が分かる書類による確認が必要です。